

省エネルギー適合性判定 手数料

(令和7年4月1日より)

(1) 戸建て住宅

判定料金は、断熱性能及び一次エネルギー消費量の評価方法の組み合わせにより下表のとおりとする。

	評価方法の組み合わせ		判定料金	
	断熱性能	一次エネルギー消費量	税抜金額	税込金額
①	計算法	計算法	35,000円	38,500円
②	計算法	仕様基準・誘導仕様基準	28,000円	30,800円
③	仕様基準・誘導仕様基準	計算法	25,000円	27,500円

(2) 共同住宅等

判定料金 = $M \times$ 戸建て住宅の判定料金

M : 判定対象住戸数

(3) 減額

判定料金について、下表(い)欄に該当する場合は、(ろ)欄により算出した額を減額することができる。ただし、千円未満は切り捨てとする。(別途消費税を加算)

	(い)	(ろ)
①	標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき	判定料金 \times 0.2
②	第7条第4項又は第5項に基づき、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき	判定料金 \times 0.5

(4) その他

① 計画変更申請の判定料金は、見積もりにより算出する。

② 軽微変更証明の料金は、見積もりにより算出する。